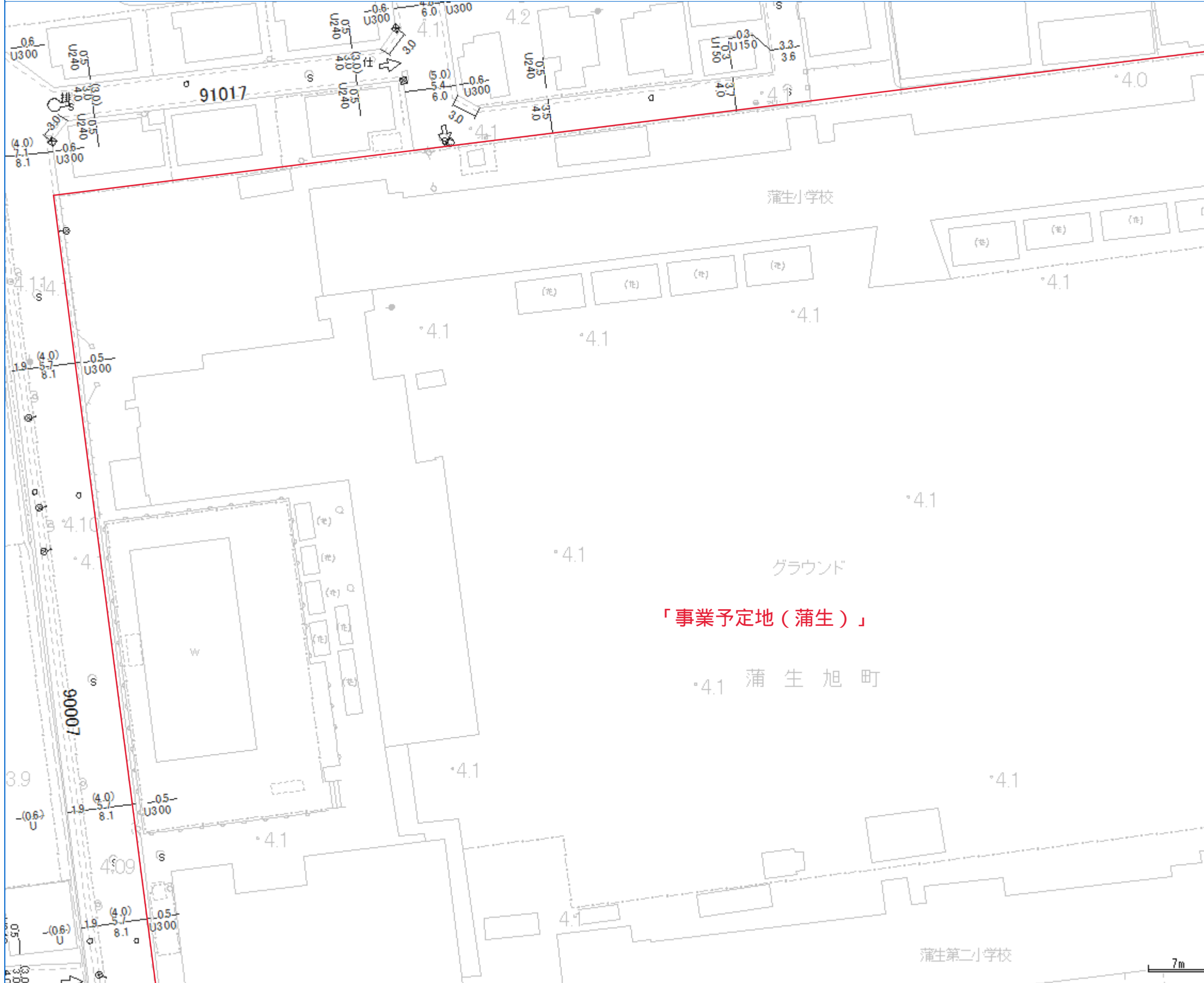


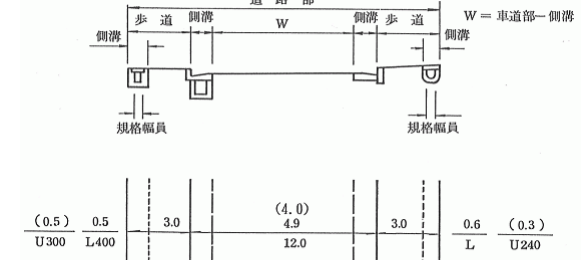
越谷市 道路情報提供サービス -道路台帳・認定路線参考図-

地図の中心位置: 越谷市 蒲生旭町 付近



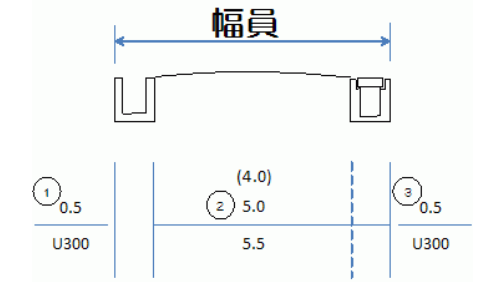
この図は、官民境界を示すものではありません。
 越谷市は、地図の利用によって発生する直接または間接の損失、損害等について、一切の責任を負いません。
 著作権法上認められた行為を除き、掲載されている内容を無断で複製・転用することを禁じます。
 道路台帳・認定路線参考図の情報は令和2年4月1日現在のものです。
 現況と相違している場合がありますので使用にあたってはご注意ください。
 道路台帳・認定路線参考図に関するお問い合わせ先は、建設部道路総務課窓口 (TEL:048-963-9201) です。

【道路台帳図における道路幅員の表示例】

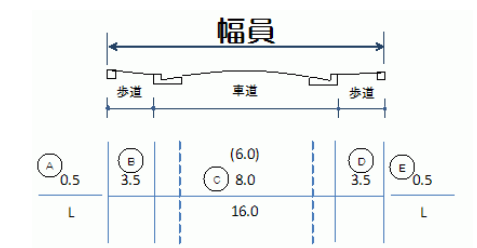


※ 1. 歩道内の蓋付側溝の場合 () を付す。尚 0.5 及び 0.3 の側溝幅は歩道幅に含めて表示。
 ※ 2. L/U側溝はLを優先して表示する。
 上記の道路幅 12.0 の内訳は
 $3.0 + 0.5 + 4.9 + 0.6 + 3.0 = 12.0$

【建築基準法上での基本的な道路幅員の考え方】
 ※一般的な考え方の記載ですので、建築基準法の道路の種類や幅員については建築担当部署まで確認願います。



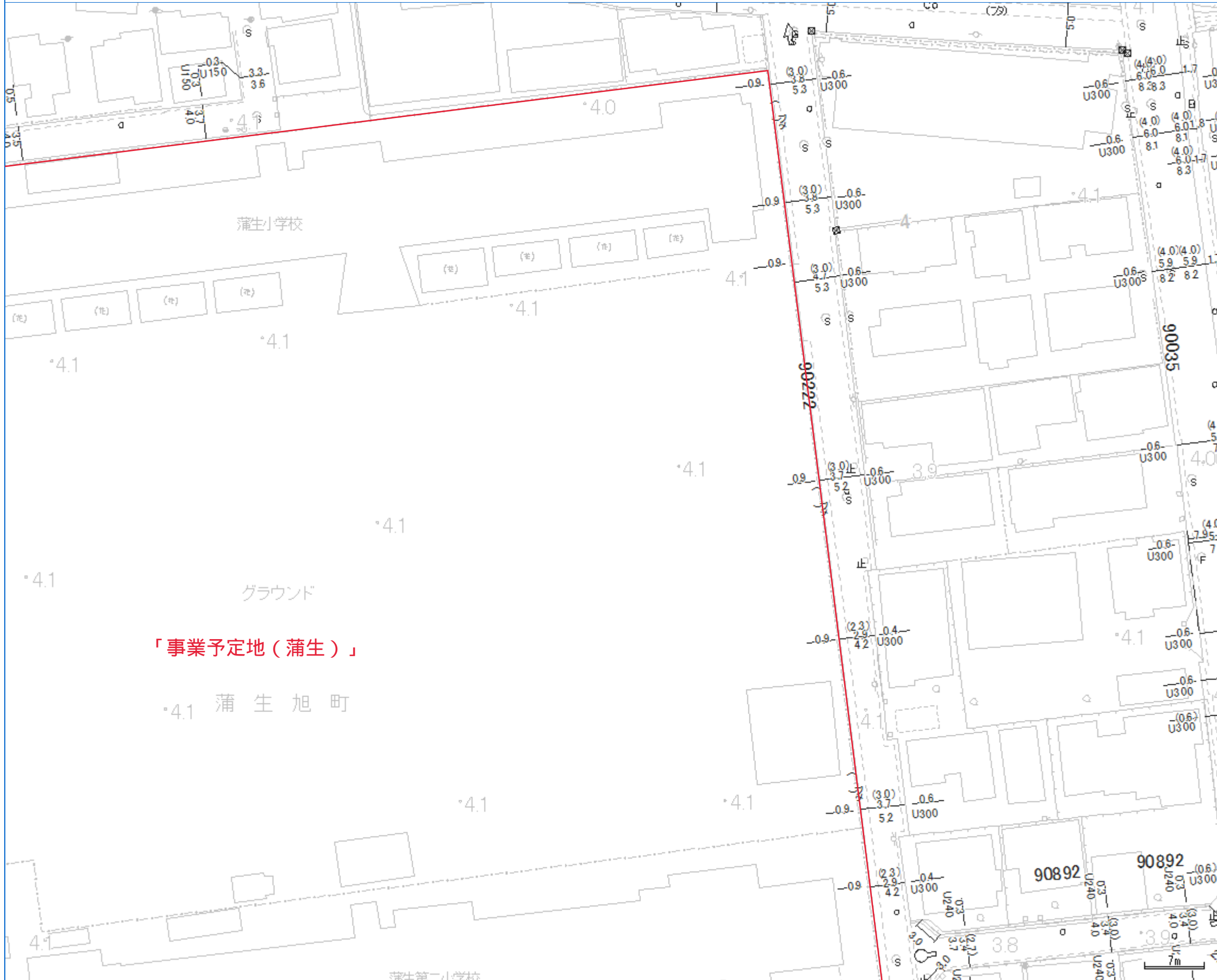
上記の場合
 ※ 建築基準法の道路幅員 ※
 $(1) + (2) + (3)$
 $0.5(m) + 5.0(m) + 0.5(m) = 6.0(m)$



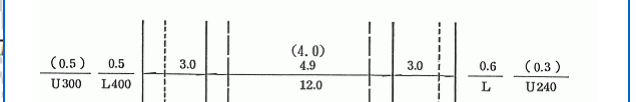
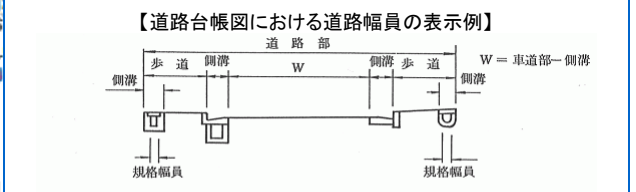
上記の場合
 ※ 建築基準法の道路幅員 ※
 $(A) + (B) + (C) + (D) + (E)$
 $0.5(m) + 3.5(m) + 8.0(m) + 3.5(m) + 0.5(m) = 16.0(m)$

越谷市 道路情報提供サービス -道路台帳・認定路線参考図-

地図の中心位置: 越谷市 蒲生旭町 付近

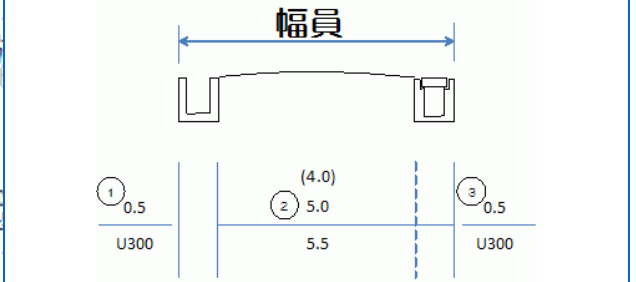


この図は、官民境界を示すものではありません。
 越谷市は、地図の利用によって発生する直接または間接の損失、損害等について、一切の責任を負いません。
 著作権法上認められた行為を除き、掲載されている内容を無断で複製・転用することを禁じます。
 道路台帳・認定路線参考図の情報は令和2年4月1日現在のものです。
 現況と相違している場合がありますので使用にあたってはご注意ください。
 道路台帳・認定路線参考図に関するお問い合わせ先は、建設部道路総務課窓口(TEL:048-963-9201)です。

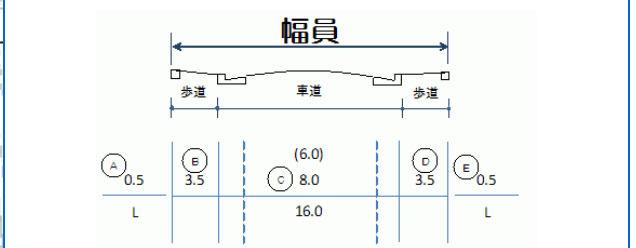


※ 1. 歩道内の蓋付側溝の場合 () を付す。尚 0.5 及び 0.3 の側溝幅は歩道幅に含めて表示。
 ※ 2. L/U側溝はLを優先して表示する。
 上記の道路幅 12.0 の内訳は
 3.0 + 0.5 + 4.9 + 0.6 + 3.0 = 12.0

【建築基準法上での基本的な道路幅員の考え方】
 ※一般的な考え方の記載ですので、建築基準法の道路の種類や幅員については建築担当部署まで確認願います。



上記の場合
 ※ 建築基準法の道路幅員 ※
 ① + ② + ③
 0.5(m) + 5.0(m) + 0.5(m) = 6.0(m)



上記の場合
 ※ 建築基準法の道路幅員 ※
 A + B + C + D + E
 0.5(m) + 3.5(m) + 8.0(m) + 3.5(m) + 0.5(m) = 16.0(m)

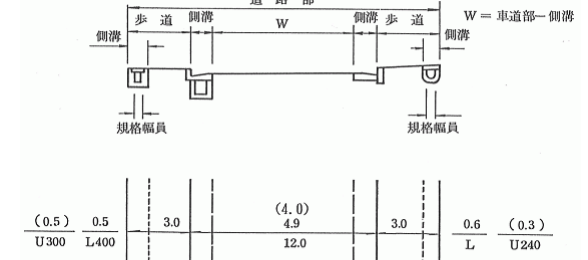
越谷市 道路情報提供サービス -道路台帳・認定路線参考図-

地図の中心位置: 越谷市 蒲生旭町 付近



この図は、官民境界を示すものではありません。
 越谷市は、地図の利用によって発生する直接または間接の損失、損害等について、一切の責任を負いません。
 著作権法上認められた行為を除き、掲載されている内容を無断で複製・転用することを禁じます。
 道路台帳・認定路線参考図の情報は令和2年4月1日現在のものです。
 現況と相違している場合がありますので使用にあたってはご注意ください。
 道路台帳・認定路線参考図に関するお問い合わせ先は、建設部道路総務課窓口(TEL:048-963-9201)です。

【道路台帳図における道路幅員の表示例】

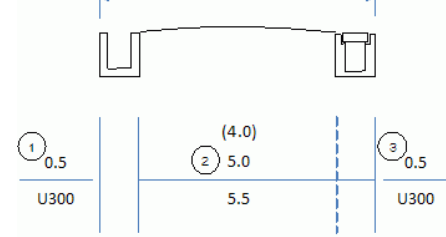


- ※ 1. 歩道内の蓋付側溝の場合 () を付す。尚 0.5 及び 0.3 の側溝幅は歩道幅に含めて表示。
- ※ 2. L/U側溝はLを優先して表示する。

上記の道路部 12.0 の内訳は
 $3.0 + 0.5 + 4.9 + 0.6 + 3.0 = 12.0$

【建築基準法上での基本的な道路幅員の考え方】
 ※一般的な考え方の記載ですので、建築基準法の道路の種類や幅員については建築担当部署まで確認願います。

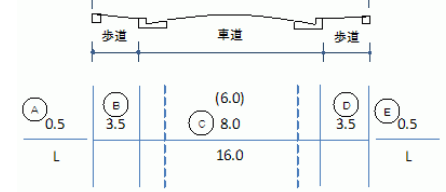
幅員



上記の場合

※ 建築基準法の道路幅員 ※
 $(1) + (2) + (3)$
 $0.5(m) + 5.0(m) + 0.5(m) = 6.0(m)$

幅員



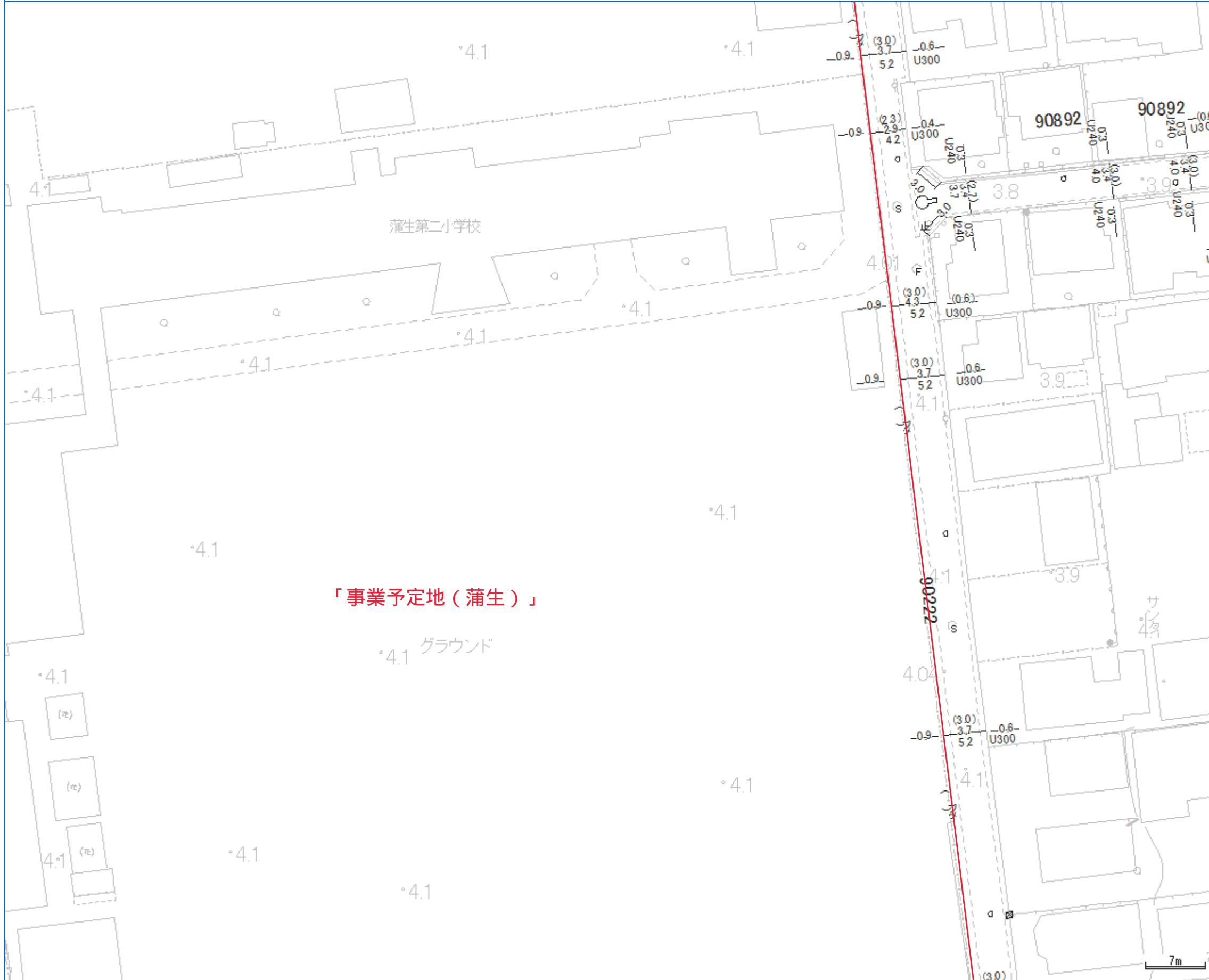
上記の場合

※ 建築基準法の道路幅員 ※
 $(A) + (B) + (C) + (D) + (E)$
 $0.5(m) + 3.5(m) + 8.0(m) + 3.5(m) + 0.5(m) = 16.0(m)$

「事業予定地(蒲生)」

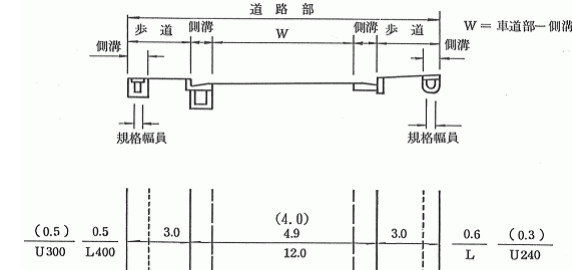
越谷市 道路情報提供サービス -道路台帳・認定路線参考図-

地図の中心位置: 越谷市 蒲生旭町 付近



この図は、官民境界を示すものではありません。
 越谷市は、地図の利用によって発生する直接または間接の損失、損害等について、一切の責任を負いません。
 著作権法上認められた行為を除き、掲載されている内容を無断で複製・転用することを禁じます。
 道路台帳・認定路線参考図の情報は令和2年4月1日現在のものです。
 現況と相違している場合がありますので使用にあたってはご注意ください。
 道路台帳・認定路線参考図に関するお問い合わせ先は、建設部道路総務課窓口(TEL:048-963-9201)です。

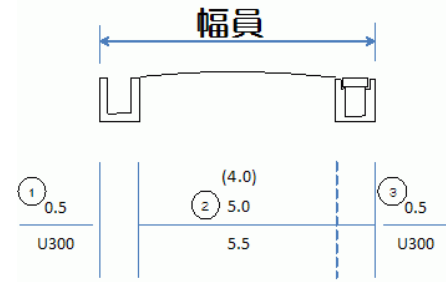
【道路台帳図における道路幅員の表示例】



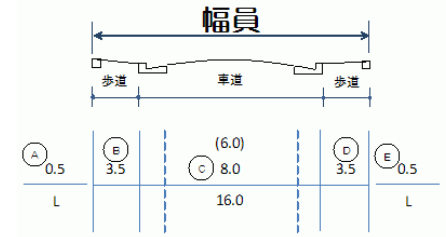
※ 1. 歩道内の蓋付側溝の場合 () を付す。尚 0.5 及び 0.3 の側溝幅は歩道幅に含めて表示。
 ※ 2. L/U側溝はLを優先して表示する。

上記の道路幅 12.0 の内訳は
 $3.0 + 0.5 + 4.9 + 0.6 + 3.0 = 12.0$

【建築基準法上での基本的な道路幅員の考え方】
 ※一般的な考え方の記載ですので、建築基準法の道路の種類や幅員については建築担当部署まで確認願います。



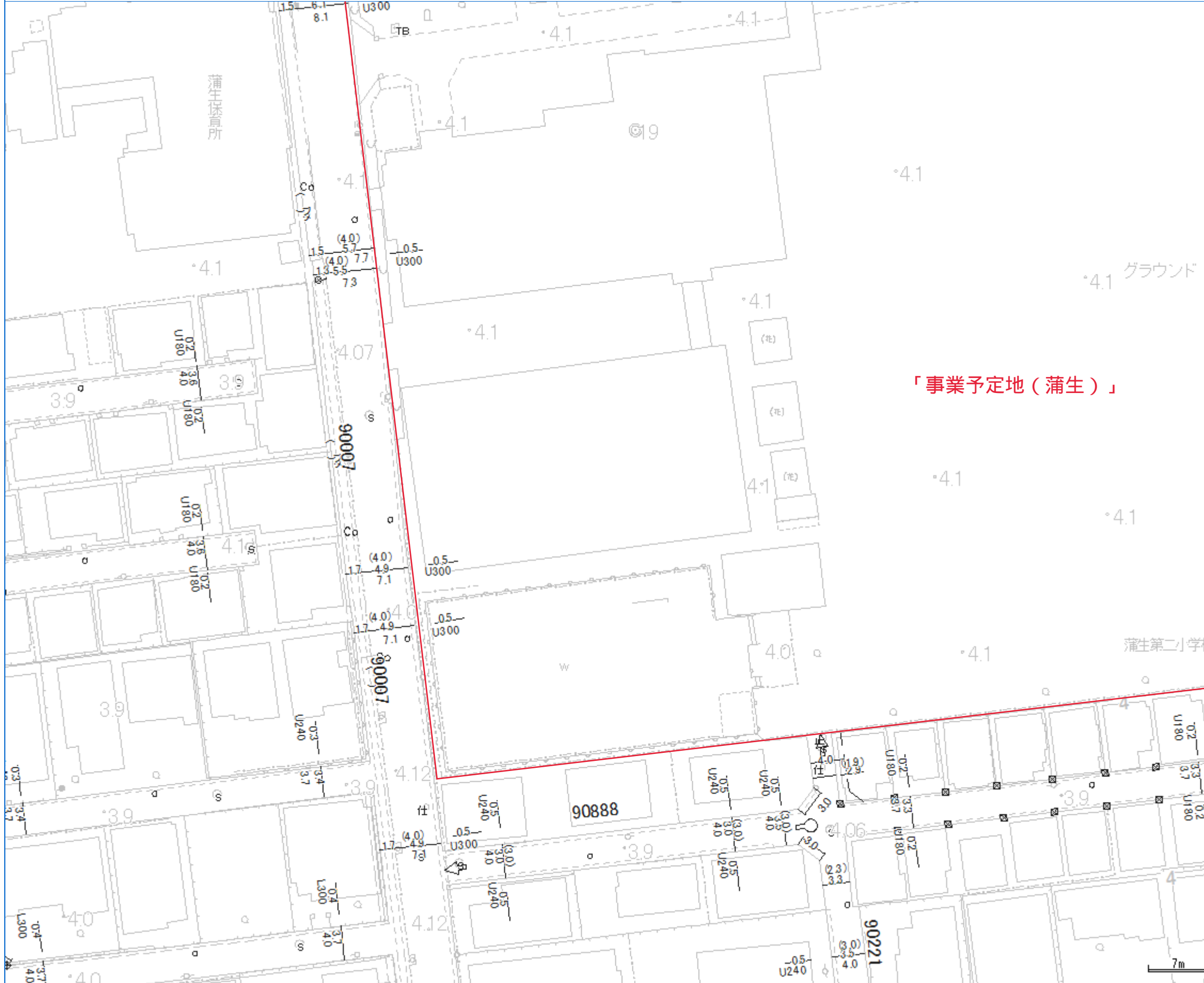
上記の場合
 ※ 建築基準法の道路幅員 ※
 $(1) + (2) + (3)$
 $0.5(m) + 5.0(m) + 0.5(m) = 6.0(m)$



上記の場合
 ※ 建築基準法の道路幅員 ※
 $(A) + (B) + (C) + (D) + (E)$
 $0.5(m) + 3.5(m) + 8.0(m) + 3.5(m) + 0.5(m) = 16.0(m)$

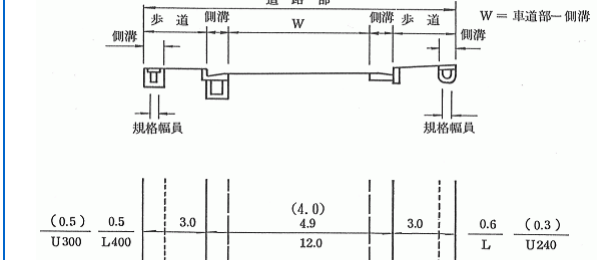
越谷市 道路情報提供サービス -道路台帳・認定路線参考図-

地図の中心位置: 越谷市 蒲生旭町 付近



この図は、官民境界を示すものではありません。
 越谷市は、地図の利用によって発生する直接または間接の損失、損害等について、一切の責任を負いません。
 著作権法上認められた行為を除き、掲載されている内容を無断で複製・転用することを禁じます。
 道路台帳・認定路線参考図の情報は令和2年4月1日現在のものです。
 現況と相違している場合がありますので使用にあたってはご注意ください。
 道路台帳・認定路線参考図に関するお問い合わせ先は、建設部道路総務課窓口(TEL:048-963-9201)です。

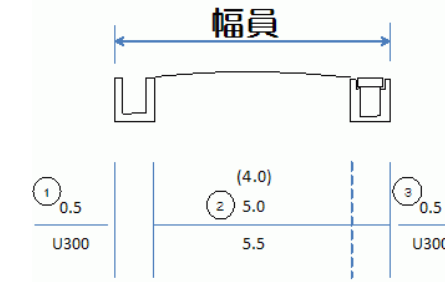
【道路台帳図における道路幅員の表示例】



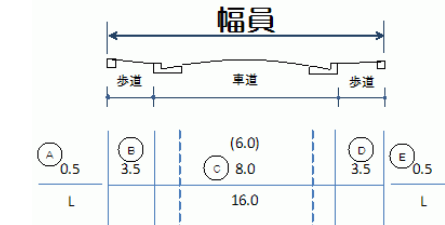
※ 1. 歩道内の蓋付側溝の場合 () を付す。尚 0.5 及び 0.3 の側溝幅は歩道幅に含めて表示。
 ※ 2. L/U 側溝は L を優先して表示する。

上記の道路幅 12.0 の内訳は
 $3.0 + 0.5 + 4.9 + 0.6 + 3.0 = 12.0$

【建築基準法上での基本的な道路幅員の考え方】
 ※一般的な考え方の記載ですので、建築基準法の道路の種類や幅員については建築担当部署まで確認願います。



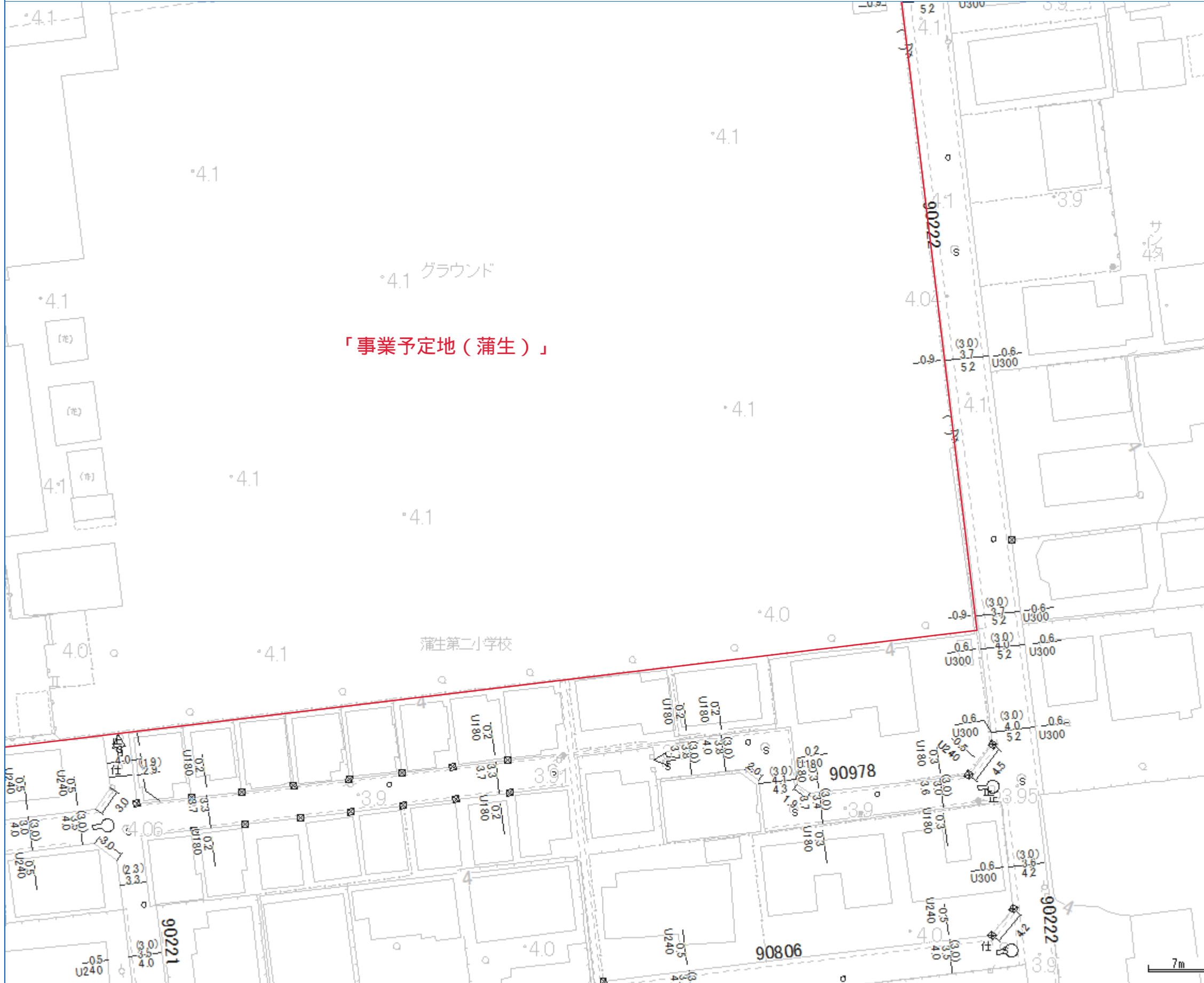
上記の場合
 ※ 建築基準法の道路幅員 ※
 $① + ② + ③ = 0.5(m) + 5.0(m) + 0.5(m) = 6.0(m)$



上記の場合
 ※ 建築基準法の道路幅員 ※
 $④ + ⑤ + ⑥ + ⑦ + ⑧ = 0.5(m) + 3.5(m) + 8.0(m) + 3.5(m) + 0.5(m) = 16.0(m)$

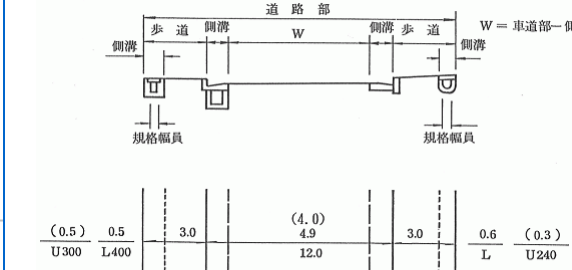
越谷市 道路情報提供サービス - 道路台帳・認定路線参考図 -

地図の中心位置: 付近



この図は、官民境界を示すものではありません。
 越谷市は、地図の利用によって発生する直接または間接の損失、損害等について、一切の責任を負いません。
 著作権法上認められた行為を除き、掲載されている内容を無断で複製・転用することを禁じます。
 道路台帳・認定路線参考図の情報は令和2年4月1日現在のものです。
 現況と相違している場合がありますので使用にあたってはご注意ください。
 道路台帳・認定路線参考図に関するお問い合わせ先は、建設部道路総務課窓口 (TEL:048-963-9201) です。

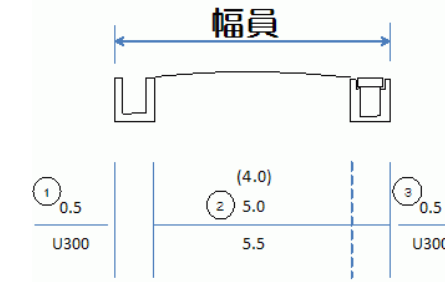
【道路台帳図における道路幅員の表示例】



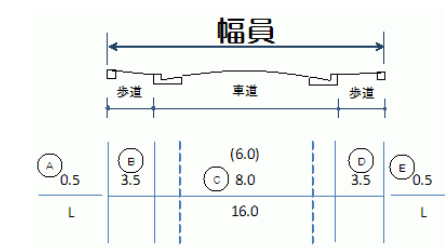
- ※ 1. 歩道内の蓋付側溝の場合 () を付す。尚 0.5 及び 0.3 の側溝幅は歩道幅に含めて表示。
- ※ 2. L/U 側溝は L を優先して表示する。

上記の道路部 12.0 の内訳は
 $3.0 + 0.5 + 4.9 + 0.6 + 3.0 = 12.0$

【建築基準法上での基本的な道路幅員の考え方】
 ※一般的な考え方の記載ですので、建築基準法の道路の種類や幅員については建築担当部署まで確認願います。



上記の場合
 ※ 建築基準法の道路幅員 ※
 $(1) + (2) + (3)$
 $0.5(m) + 5.0(m) + 0.5(m) = 6.0(m)$



上記の場合
 ※ 建築基準法の道路幅員 ※
 $(A) + (B) + (C) + (D) + (E)$
 $0.5(m) + 3.5(m) + 8.0(m) + 3.5(m) + 0.5(m) = 16.0(m)$